

《『予報用語』の見直しについてのご意見募集》

○ 概 要

『予報用語』の見直しについてのご意見を募集します。

○ 本 文

気象庁では、一般国民や報道機関などの利用者が天気予報や防災気象情報、解説等の内容を正しく理解して、有効に利用していただけるように、天気予報などの作成に従事する予報担当者が使用すべき用語として『予報用語』を定めています。

『予報用語』は昭和41年3月に定めて以来、随時改正を行ってきましたが、近年国民の社会生活の多様化が進む中、インターネットが普及してホームページの活用なども進み、天気予報や防災気象情報の入手、利用形態も大きく変化しました。さらに、予報技術の進展や新しい観測技術の導入なども進んだことから、予報用語もこれらへの適応が必要となってきました。

こうしたことから、今般国土交通省の施策である「安全・安心のためのソフト対策推進大綱」に合わせて、用語の明確さ、平易さ、聞取りやすさの立場から、改めて予報用語の全面的な見直しを行うこととしました。

関係機関からのご意見もいただきながら、このたび改正案を取りまとめましたので、気象庁ホームページにおいて公開し、国民の皆様からのご意見をうかがうことといたしました。

3月9日（金）まで、今回の『予報用語』の改正案に関するご意見を募集いたしますので、下記の要領に沿ってご意見をお寄せください。

皆様からいただいたご意見も参考にして、3月末日までに『予報用語』の改正版を取りまとめる予定です。なお、ご意見に対する個別の回答はいたしませんので、ご了承ください。

1. ご意見募集対象

『予報用語』の改正案。

※ 見直しの概要

現在『予報用語』に収録、使用している1200語余りの用語すべてについて、「解説」や「用例」「備考」等のチェックを行い、今回の見直しで約130語の「説明」等を修正し、約40語を新たに加えました。また、天気予報や解説などで用いない専門用語など約30語については削除しました。

※ 見直しのポイント

- ① 1日を細分した時間帯に関する用語の一部を改めました。
- ② 地域区分を示す用語のうち、区分が不明確であったものを明確に定めました。
- ③ 気象情報や解説において使用する機会が多いと考えられる用語を新たに加えました。

2. ご意見送付要領

ご意見は、次の事項を明記して送付願います。

- ・ 件名（『予報用語』の改正案について）
- ・ お名前
- ・ ご職業（会社名又は所属団体）
- ・ ご住所
- ・ 電話番号
- ・ ご意見（『予報用語』のどの用語に対するご意見か、分かるようにお書きください。）

ご意見は、下記のいずれかの方法でお送りください。

- （１）電子メールの場合： 気象庁予報部予報課 宛
電子メールアドレス： yoho_iken@met.kishou.go.jp
電子メールでご意見をお送りいただく場合は、テキスト形式としてください。
- （２）ファクシミリの場合： 気象庁予報部予報課 宛
ファクシミリ番号： ０３－３２１１－８３０３
- （３）郵送の場合： 気象庁予報部予報課 宛
〒100－8122 東京都千代田区大手町１－３－４

3. ご意見募集期限

平成19年3月9日（金）必着

いただいたご意見の内容については、ご住所、電話番号を除いて、公開させていただく可能性があることをご承知おきください。公開の際に、匿名を希望される場合は、ご意見提出時にその旨を明示してください。

○ お問い合わせ先

気象庁予報部予報課 電話 ０３－３２１２－８３４１（内線：３１２２）

○ 資料全文

『予報用語』改正案

○ 参考資料

現在使われている『予報用語』